

# 高等学校等における「通級による指導」



山口県教育庁 特別支援教育推進室

# 本日の内容

- 1 山口県の特別支援教育
- 2 高等学校等における特別支援教育の充実
- 3 成果と今後の課題

# 1 山口県の特別支援教育

## 山口県特別支援教育推進計画（2018年度～2022年度）

山口県の教育目標

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」

「伸ばし」、「支え」、「広がる」特別支援教育の推進

伸ばす

思いや願い  
を実現する  
【高い志、挑戦】

広げる

個性を伸ばす  
可能性を高める  
【生きる力】

人や地域との絆  
を強める  
【社会への参画】

支える

障害のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒  
の

「自立と社会参加」の実現

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

# 1 山口県の特別支援教育

## ○ 共生社会の実現に向けた目指す姿

- 障害のある幼児児童生徒が、きめ細かな指導や切れ目のない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加ができること
- 障害のある幼児児童生徒が、より身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けることができること
- すべての幼児児童生徒が、共に学び、支え合い、地域社会の一員として心豊かに成長できること

## ○山口県特別支援教育推進計画

- 1 総合支援学校における教育の充実
- 2 高等学校等における特別支援教育の充実
- 3 小・中学校における特別支援教育の充実
- 4 早期からの切れ目ない支援体制の充実
- 5 特別支援教育を推進する体制の充実

## 2 高等学校等における特別支援教育の充実

①通級による指導の充実

②「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」  
の作成と活用

③特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援  
の充実

④全校体制による指導・支援の充実

## 2 高等学校等における特別支援教育の充実

### 【通級による指導の制度開始に向けたコンセプト】

- 必要とするすべての生徒がスムーズに支援を受けられるようにする。
- 高等学校等の特別支援教育のさらなる充実を図る。

# ①通級による指導の充実

## 【体制整備に向けた取組】

- H28 教育庁内にプロジェクトチームを設置

関係課	担当業務
高校教育課	制度設計
教育政策課	制度・予算
教職員課人事班	人事配置
学校安全・体育課	教育相談・専門家の派遣
義務教育課	進路指導、中高連携
特別支援教育推進室	総括・連絡調整



# ①通級による指導の充実

## 【体制整備に向けた取組】

### ○ H28～ 関係者への説明

(高等学校長会会長、支部長の校長、校長会、副校長・教頭会、教務主任、市町の教育委員会等)

### ○ H29 山口県高等学校等特別支援教育推進協議会設置

(大学教授、福祉施設長、校長会長、実践研究校長等)

# ①通級による指導の充実

## 【体制整備に向けた取組】

- H29～31年度  
3校を実践研究校に指定
- H30～ 実践研究校3校で  
「通級による指導」を開始
- H31～ 実践研究校以外の高等学校でも  
「通級による指導」を実施

# ①通級による指導の充実

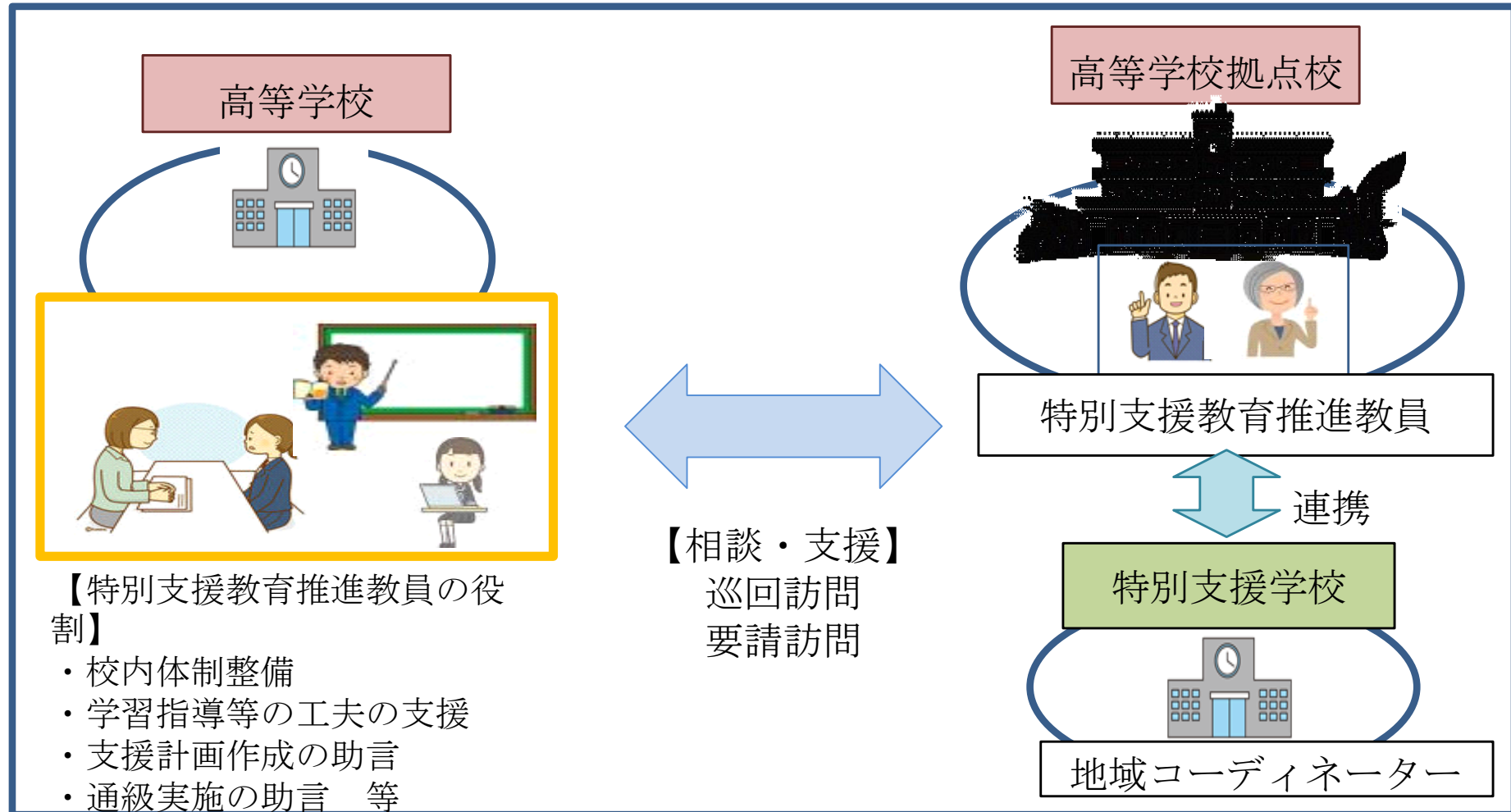
■ 特別支援教育センター

● 高等学校拠点校



# ①通級による指導の充実

## ○ 特別支援学校と拠点校の連携



## ①通級による指導の充実

### 【体制整備に向けた取組】

- すべての高等学校において、教育課程や教務内規等を見直し

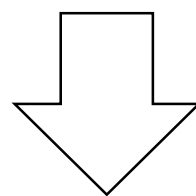
### 【見直しの内容】

- ・ 教育課程への記載の仕方
- ・ 教務内規改正の参考例（履修の認定、単位の修得、評価）
- ・ 指導要録へ記載の仕方
- ・ 就職用、進学用調査書への書き方等

## ② 「個別の教育支援計画」 「個別の指導計画」 の作成と活用の促進

○中学校との連携強化・情報の引継ぎ

○高等学校における計画作成の難しさ



「個別の教育支援計画」 Q&A及び記入例（第3版）

# ③特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援の充実

## ○教育におけるユニバーサルデザイン

「通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの進め方」リーフレット  
(R3.3 山口県教育委員会)



## ④ 全校体制による指導・支援

### ○ 障害特性に応じた研修会の充実

「一人ひとりの能力・可能性を伸ばすユニバーサルデザイン化」

「発達障害の特性を踏まえた授業づくり・学級経営の在り方」

「特別支援教育の視点を踏まえた本人・保護者等との教育相談の在り方」

### ○ 特別支援教育支援員による学習活動の支援の充実



# ○「高等学校等における『通級による指導』ガイドブック」



## 第Ⅰ部 基礎理論編

- ・通級による指導の概要・内容
- ・通級による指導の開始と終了
- ・関係者との連携 等

## 第Ⅱ部 実践事例編

- ・チェックシートの活用
- ・実践事例
- ・進路支援 等

# ○ 「保護者向けチラシ」

一人ひとりの生徒の可能性を高める特別支援教育の充実に向け  
**高等学校等における「通級による指導」**

□ 現在、小・中学校で行われている「通級による指導」が、平成30年度から高等学校等でも実施できるようになりました。  
 □ このリーフレットは、高等学校及び中等教育学校の後期課程における「通級による指導」の概要について理解していただくために作成しました。

**Q1 「通級による指導」とは何ですか？**

○ 通常の学級に籍を置きながら、障害（※1）に応じた「特別の指導」を、「特別の場」で受ける教育の形態です。

（※1）対象となる障害  
 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、聴覚、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱

「通級による指導」を「通級指導」、「特別の場」のことを「通級指導教室」と呼ぶことがあります。

**Q2 障害に応じた「特別の指導」とはどのようなものですか？**

○ 「通級による指導」では、「特別の指導」として、障害による学習上又は生活上の困難さの改善や軽減を目的とする、特別支援学校の「自立活動」（※2）に相当する内容を指導します。

（※2）自立活動の指導  
 特別支援学校では、児童生徒の自立をめざして、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じ、自立活動の6区分の内容から、個別に指導内容を設定して指導を行っています。

【6区分】 1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成  
 4 環境の把握 5 身体活動 6 社会コミュニケーション

「通級による指導」は、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、単なる教科学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

**「通級による指導」のイメージ**

**「通級による指導」実施校**

※授業の時間等や放課後等の時間に「通級による指導」を実施します。

在籍する学級  
 クラス担任・教科担任  
 指導方法の工夫や  
 教材の工夫  
 少人数指導  
 きめ細かな配慮

通級による指導  
 通級指導  
 担当教員

特別指導  
 小集団指導

個別の指導計画（※3）や個別的教育支援計画（※4）に基づく指導・支援

＜指導内容の例＞  
 ・生活リズムを整えるための指導  
 ・円滑な人間関係を築くための指導  
 ・社会生活に必要なスキルやマナーを身に付けるための指導  
 ・授業の集中を促すための指導  
 ・本人が実践しやすい学習の取り組み方についての指導  
 ・スクリーンレダクターの活用についての指導

＜困難さの例＞  
 ・会話がうまく入れない  
 ・人間関係に不安がある  
 ・自信や意欲がない  
 ・集中力が続かない  
 ・学び方がよく分らない

「通級による指導」を受けた通級生、指導時間としてみなされます。指導時間や出席、単位の設定などは、「通級による指導」を実施する学校で決まっています。

（※3）個別の指導計画：障害のある幼児児童生徒一人ひとりに作成する、各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に示した計画  
 （※4）個別の教育支援計画：保護者の同意を得て、本人の実態や関係機関等の支援状況、長期の視点からの支援の方針を示した計画

**Q3 「通級による指導」の導入により期待される効果は何ですか？**

＜対象となる生徒への効果＞  
 ○ 特別な教育的支援を必要とする生徒に、きめ細かな指導を行うことにより、学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるようになることが期待できます。  
 ○ 生徒本人の自信や意欲につながり、不登校等の二次的な問題を防ぐことが期待できます。

＜教職員や保護者の方等への効果＞  
 ○ 学校全体の特別支援教育が更に進むことが期待できます。  
 ○ 教職員や保護者の方、周囲の生徒等の、障害の特性や障害のある方についての理解が進むことが期待できます。

今後、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、高等学校等においても、多様な学びの場が整備されていくことが期待されています。

こうした中、障害のある、なしにかかわらず、全ての生徒が安心して学習活動等に参加し、自分の個性や可能性を伸ばすことができるようにするために、教職員のみならず、周囲の生徒や保護者の方が、高等学校等における特別支援教育の取組や「通級による指導」の制度などについて、正しく理解していく必要があります。

**Q4 山口県では、高等学校等における「通級による指導」はどのように実施しているのですか？**

○ 山口県では、「通級による指導」の実施を希望する高等学校等において、それを可能とする体制づくりのため、平成29年度から3年間、3校で実践研究を実施し、平成30年度には、「通級による指導」をモデル的に実施してきました。  
 ○ 実践研究の成果と課題を踏まえ、全ての県立高等学校等で「通級による指導」が実施できるよう特別的教育課程の編成や校内体制の整備を行っており、平成31年度からは、実践研究校以外の学校でも「通級による指導」が実施されています。

**Q5 「通級による指導」開始までの流れは？**

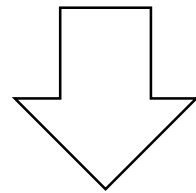
○ 「通級による指導」については、生徒の教育的ニーズの把握や本人・保護者の方の意向の確認、自立活動の指導体制の整備、指導の形態等について、各学校で十分な協議・検討を行った上で実施を決定することになります。  
 ○ 「通級による指導」について詳しく知りたい方、「通級による指導」を希望する方は、まず、学校に御相談ください。

【問い合わせ・相談先】  
 ●在籍する学校  
 ●山口県教育委員会 〒753-8501 山口市滝町1-1  
 教育庁特別支援教育推進室 TEL. 083-933-4615  
 教育庁高校教育課普通教育班 TEL. 083-933-4627

### 3 成果と今後の課題

#### 【成果】

- 通級による指導の着実な広がり
- 教員の障害理解の促進



特別支援教育推進教員の存在

### 3 成果と今後の課題

#### 【課題】

- 中学校から高等学校への確実な引き継ぎの実施
- 特別支援教育の実践力の向上  
(理解から実践へ)

○ おわりに

山口県教育委員会 特別支援教育推進室 WEBページ

[HTTPS://WWW.PREF.YAMAGUCHI.LG.JP/CMS/A503001/INDEX/](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/)

日々の指導・支援や校内体制の充実等に役立てていただくための各種テキスト・参考資料を掲載していますので、御覧ください。

